

◆ 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為(判断)とは異なる行為(判断)を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合が対象になります。

平成27年11月17日に不適合管理委員会で審議された不適合は、下記のとおりです。

区分 I: 該当なし

区分 II: 該当なし

区分 III: 該当なし

その他: 4 件

NO.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	2号機	換気空調系コントロール建屋電気品室(B)冷水系冷却コイル出入口弁において、シート部に漏えいが認められたため、当該弁を点検・修理。	GIII	
2	2号機	残留熱除去機器冷却海水系(B系)配管継手部点検において、継手部ボルト(4本)に腐食が認められたため、当該ボルトを交換。	対象外	
3	3号機	サービス建屋3階の食堂シンク排水配管において、配管に詰まりが認められたため、当該配管を清掃。	対象外	
4	その他	一次水処理建屋(屋外)薬品洗浄用洗眼・シャワー室内シャワーノズルにおいて、シャワー水(1mm程度の幅)の連続的な滴下が認められたため、当該シャワーノズルを点検・修理。	対象外	